

## 平成30年度 第3回 猿払村農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年9月28日(金) 13時30分から14時30分

2 開催場所 猿払村役場3階 委員会室

3 出席委員 (8人)

会長	10番	円丁会長
委員	1番	水野委員
	2番	羽鳥委員
	3番	早坂委員
	6番	仲野委員
	7番	木村委員
	8番	森 委員
	9番	宮尾委員

4 欠席委員 (2人) 4番 港 委員  
5番 大武委員

5 議事日程

第1 会期決定

第2 会議録署名委員の指名について

第3 事務報告

第4 報 告 農地所有適格法人の代表者の変更について

第5 議案第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について

第6 議案第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について

第7 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第8 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

第9 議案第5号 農地利用状況調査について

第10 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

第11 議案第7号 現況証明願いについて

第12 その他

## 6 農業委員会事務局職員

事務局長 小林局長  
事務局次長 末永次長  
農地係長 林係長  
農地係 田村主事補

## 7. 会議の概要

円丁会長 ただいまの出席委員数は8人です。定足数に達しておりますので平成30年度第3回総会を開会致します。

日程に入る前に一言、ご挨拶を申し上げます。皆様それぞれお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。今月の6日の日に胆振の東部を震源地とする大きな地震が発生しまして、それに伴って北海道全域と言う大規模な停電が、何十時間に渡り起こりまして皆様も牛舎の作業に非常に苦労させたと思いますが、当猿払村におきましては発電機など対応によりまして24時間超えて搾乳できなかつた農家はないと聞いています。牛乳の廃棄も多少あったと聞いてますが全道から比べると最小限に抑えられたと聞いています。今後とも自然災害が発生すると思いますが皆様それぞれ対応して頂いて準備して営農して頂ければと思います。本日も数件の案件がありますので慎重審議のほどお願いします。

日程第1、会議の決定について。会期は本日1日限りと致しますがこれに、ご異議ありませんか。

一同 (異議なしの声)

円丁会長 異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りと致します。

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第36条の規定により、9番宮尾 敦子さん、1番水野 正継さんを指名致します。

日程第3、事務報告。内容について事務局より報告します。

小林局長 日程第3、事務報告。平成30年5月28日から平成30年9月27日までとなっております。5月28日平成30年度第2回の農業委員会総会をこの場にて開催してございます。委員10名、事務局4名の出席となってございます。7月17日に平成30年度市町村農業委員会事務局長研修会こちらを札幌市の方で開催してございます。私の方で出席させて頂きました。内容につきましては農地制度また転用制度に関する留意点の他、農地中間管理事業の推進等に関する説明

がされてございます。続きまして、7月18日から19日、平成30年度農業者年金業務担当者地区別研修会を旭川市の方で開催してございます。田村主事補の方で出席してございます。内容につきましては年金業務に関する事務の流れ、また実際の業務に対しての事務の進め方等を研修して来てございます。続きまして、8月24日から25日、平成30年度東北・北海道農業活性化フォーラムを札幌市の方で開催してございます。早坂委員と事務局2名、参加してございます。フォーラムの内容と致しまして、北海道東北6県から合わせて約1200名程度の農業委員及び最適化推進委員が集まり、農業委員会組織を取り巻く情勢を全国農業会議所の事務局長より報告されており、事例発表等では3件の事例発表等がありまして、「農地集積集約化の取り組みについて」を題として岩手県岩手町農業委員会より発表がありまして、「被災地農業活性化までの道のり」を題として宮崎県仙台市農業委員会より発表がありまして、「大規模な農地集積による地域農業を次世代につなぐ挑戦」を題として北海道きたみらい農業協同組合より発表がございました。続きまして、8月28日農地利用状況調査の方を開催してございます。詳しい内容については後ほど議題となる日程第9の方でご説明させて頂きます。出席者につきましては委員4名、事務局3名となってございます。8月30日農地情報公開システム事務担当者操作研修会を札幌市で開催してございます。林係長の方で出席してございます。全国農業会議所より農地情報公開システムの基本操作及びシステムの事務の研修をして来てございます。内容については以上です。

円丁会長

事務報告についてご質問等ございますでしょうか。なければ議事に入ります。

日程第4、報告、農地所有適格法人の代表者の変更についてを議題と致します。内容について事務局より説明します。

小林局長

日程第4、報告、農地所有適格法人の代表者の変更について。下記の通り届出がありましたのでご報告いたします。平成30年9月28日提出、猿払村農業委員会会长円丁辰夫。農地所有適格法人の住所氏名と致しまして猿払村芦野3236番地8、○○○○株式会社。変更事項に致しましては、代表者の変更と致しまして旧代表者、代表取締役○○○○氏から新代表者、代表取締役○○○○氏となってございます。変更の年月につきましては平成30年3月31日となっており、登記になった日につきましては平成30年7月30日となってございます。別冊の附属資料の見出し、報告の方に農業委員会宛てに提出

書類のコピーをつけて頂いてますのでこちらの内容についてご覧頂いたらなと思ってございます。以上です。

円 丁 会 長

ただ今の件について、ご質問等ござりますでしょうか。なければ、報告を終了します。

日程第5、議案第1号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等についてを議題と致します。内容について事務局より説明します。

小 林 局 長

日程第5、議案第1号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について。下記の通り農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告がありましたので御審議願います。平成30年9月28日提出、猿払村農業委員会会长円丁辰夫。今回報告された法人につきましては、株式会社○○○○、代表取締役○○○○。となってございます。報告されています内容につきましてこれから皆様の方に資料を回しますのでご確認お願い致します。

一 同

(資料回覧)

円 丁 会 長

ただいまの件について質疑を賜ります。質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

一 同

(異議なしの声)

円 丁 会 長

異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第1号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等についてを原案通り可決、決定いたします。

日程第6、議案第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題と致します。内容について事務局より説明します。

小 林 局 長

日程第6、議案第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について。下記の通り賃貸借の合意解約の通知の提出がありましたので御審議願います。平成30年9月28日提出、猿払村農業委員会会长円丁辰夫。今回の合意解約の案件の詳細につきましては、狩別2490番地1から7筆、トータル196,206m<sup>2</sup>、譲渡人と致しましては狩別の○○○○さん、譲受

人として狩別の〇〇〇〇さんとなっております。もう一枚めぐって頂きまして、狩別3603番地から4筆、合わせまして156,805m<sup>2</sup>、譲渡人と致しましては狩別の〇〇〇〇さん、譲受人として狩別の〇〇〇〇さんとなつてございます。この案件につきまして別紙の附属資料の見出しの議案第2号の方に両方の解約通知のコピーを付けさせて頂いてございます。この案件につきましては以前に農地法3条の契約と致しまして平成28年4月1日から契約となつてゐるものでございます。今回借りている農地の方を精査するとのことで合意解約して、また後程案件が出てきますけどもそちらの方でまた組み直しをすると言う、中身になつてございますので審議のほどお願ひします。以上です。

円丁会長

ただいまの件について質疑を賜ります。質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

一 同

(異議なしの声)

円丁会長

異議なしと認めます。よつて、日程第6、議案第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを原案通り可決、決定いたします。

日程第7、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題と致します。内容について事務局より説明します。

小林局長

日程第7、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。下記の者、農用地利用集積計画の決定について御審議願います。平成30年9月28日提出、猿払村農業委員会会长円丁辰夫。この中身につきましては、先ほど合意解約なされました2件の農地を新たに利用権の設定をしたものでございます。場所は狩別2490番地1から11筆で合わせまして353,011m<sup>2</sup>となつてございます。対価につきましては、633,000円。利用期間と致しましては平成30年9月28日から平成31年5月31日となつてございます。譲渡人と致しましては狩別の〇〇〇〇さん、譲受人として狩別の〇〇〇〇さんとなつてございます。譲渡理由と致しまして農地を貸し付けて有効利用を図る。譲受理由と致しまして農地を借り受け有効利用に図るとなつてございます。別紙資料の議案第3号の方に今回の審査表の方をつけてございます。法の第18条の条項文の第3項第1号から第4号までの判断理

由を記載してございます。こちらの内容に見比べて8件の項目全て項目適合となってございます。もう一枚めくって頂きまして今回の集積している図面の方を付けてございますのでこちらのご確認の方もお願ひします。以上です。

円 丁 会 長 ただいまの件について質疑を賜ります。質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

一 同 (異議なしの声)

円 丁 会 長 異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを原案通り可決、決定いたします。

日程第8、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを議題と致します。内容について事務局より説明します。

小 林 局 長 日程第8、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記の通り農地法第4条の規定による許可申請の提出がありましたので御審議願います。平成30年9月28日提出、猿払村農業委員会会长円丁辰夫。今回の案件につきましては芦野3260番地5、地目畑、面積33,766m<sup>2</sup>のうち712.4m<sup>2</sup>となってございます。利用者と致しましては○○○○氏となってございます。こちらの案件について附属資料の見出し議案第4号の方をご覧に頂きたいと思います。こちらの方についても今回の転用についての審査表の方を付けてございます。1番の立地基準からチェック項目がございます。附属書類についてはこちらの方について提出して頂いてございます。事務局の方での審査表を見た結果、これらの事について総合判断と致しましては許可相当を求められるとなってございますのでこちらの方に記載してございます。次のページにつきましては今回の申請している場所の図面とこれから変更しようとする図面となってございます。内容については以上です。

円 丁 会 長 ただいまの件について質疑を賜ります。質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

一 同 (異議なしの声)

円 丁 会 長

異議なしと認めます。よって、日程第8、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを原案通り可決、決定いたします。

日程第9、議案第5号、農地利用状況調査についてを議題と致します。内容について事務局より説明します。

小 林 局 長

日程第9、議案第5号、農地利用状況調査について。平成29年8月21日に実施した農地利用状況調査に基づき遊休農地と判断した下記の農地につき、本年8月28日に再度、利用状況調査を実施した結果、耕作の目的に供されておらず、また、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれることから、当該農地を非農地と判断することについて、御審議願います。平成30年9月28日提出、猿払村農業委員会会長円丁辰夫。対象農地とつきましては次項にございます、土地の所在、地番、地目、面積となってございます。合計19筆となってございます。今回の農地利用状況調査になった調査員につきましては円丁会長を始め、水野代行、羽鳥委員、早坂委員となってございます。農地所有者としましては○○○○氏。今後の手続きと致しまして、農地台帳の整理を行い、所有者に対し別紙にございます、非農地通知書と地目変更登記のお願いを送付するとともに、関係機関に対して非農地判断をした旨の通知を行う事となってございます。別紙の附属資料、議案第5号の見出しをめくって頂きますと、これが今までの流れがこの形でなってございます。こちらを若干説明させて頂きますと、一番上にあります図の利用状況調査の実施と言うものが昨年度平成29年8月21日に実施を致しまして、そこで農業委員会の総会に9月12日の総会にかけ、この土地につきましては耕作の目的に供されておらず引き続き耕作の目的がないと認められた場所となっておりまして、農地法第32条の利用意向調査を実施して本人の方にこの利用をどうするかと言うことを聞いてございます。また、合わせまして農地法の運用と致しまして農地中間管理機構への情報提供として、この様な農地がありますと言うことを平成29年9月19日現在で情報を提供しております。29年度の間には本人の方に利用状況調査の意向について結果に基づき対応と、中段の右側辺りに、中間管理機構、円滑化団体、あっせん、自分で利用、未回答とこの中で自分としての対応を利用状況の意向を本人に聞いた結果、ここでは未回答となってます。それからまた1年間現場について、もしかするとまた利用するのか、またそのままなのかと言う事で再度、利用状況調査を本年8月28日に行った結果、やはり使われておらず遊休農地状態でしたので今日の農業委員会総会でその状況が遊休農地と判断した結果、

最終的には、そこを非農地化していくための手続きをこの場でご理解していただいて、今後の手続きとして進めていきたいと思います。内容について以上です。

円 丁 会 長 ただいまの件について質疑を賜ります。

水 野 委 員 調査に携わったのは私もなんんですけど、この非農地化になる段階の状態で結局、農地維持ができない状況でこう言う流れになつたわけです。この隣接地にうちらの会社があるんですけども同じような状況が今後また出てくるのかな、と言うのが懸念されていて、要するに何故農地として使えなくなつたかって皆さん知つてるか分からんんですけど、更新もできなければ何もできないって言う事で結局誰も使えないと言う畠になつて農地から外れた。それの同じ様な事が今後、隣接地で、同じ事が起きる可能性があるんで対策を立てていかなければ同じことが起きるのではないかと。その対策として防風林の延長なり何なりと要望したいなと思います。農業委員としては、意義はない。

森 委 員 非農地化した後どう言う利用であるのかって言うことが結局今言つてた、どう言う形で利用を村として考えていくのか、どんな計画があるのかって言う事はある程度考えていかないとですよね。

小 林 局 長 今回の利用状況調査につきましては、この利用状況調査って言う農地法第30条の利用状況調査を踏まえて、農地中間管理機構を使いながら非農地化に向けての整理を平成29年の8月から実証した件だったんですけど、農業委員会とすれば、農地を農地以外にするってついては色々な制約とか、地域のバランスだと考えながら先ほど言った通り元々農地だった所が違う農業じゃない人方が使うことによって自分達農地がだんだんまた使いづらくなつていくが懸念されるってことがわかつっていた。今回の土地についても〇〇〇〇所有の農地と隣接になっている土地なんですから、そこには〇〇〇〇さんの方で植樹活動もやつてゐる事もありますので植樹するのに中々いい場所がないと聞いてますのでそこをこれからの植樹の場所としてどうですかって言う話をしていた経過もございますので、そういう形の中で今後は考えてみたいと〇〇〇〇さんの方にも伝えていきたいなと思います。

水 野 委 員 うちらも耕作している以上人に迷惑をかけたくないだからでも、現状はそれでこの農地は使えなくなつて自ら非農地にしたわけですから、今後隣接地にならないためにも考えないといけない。以上。

- 早坂委員 非農地化になった時に例えばその〇〇〇〇さんの個人の土地になると思うんだけど実際やる気になれば出来る農地だよね、例えば工場側に影響がなければ問題ない土地だよね、あそこに工場だとか〇〇〇〇さんとかの倉庫が無ければ問題ないでしょう
- 水野委員 いや、元々問題はあった
- 小林局長 そこを利用するがもうなかなか使いづらい所が皆さんからのお話を聞いてた部分があったので、それであればと言う事でこの非農地化に向けた進め方って話をしていた。
- 森委員 結局水野さんがおっしゃったのはこの土地はこう言う形で非農地化するには仕方ないだけれども、更に使用がしづらくなる土地が広がっていくのは農業委員会としてまずいよね、農地は農地として利用すべきだからそう言うまた更にこれが広がっていかないような手立てをこの先は村も農業委員会も〇〇〇〇も一緒になってやっていかなければならぬないじやないかなと私は反省しています。
- 小林局長 非農地化に向けて手続きをしていくには〇〇〇〇にもお話をしなければならない部分があるので、理解してきた中で話を進める。
- 水野委員 先ほど言った通り隣接地がまた同じ様な状況に陥ることだけは避けてください。以上です。
- 円丁会長 他に意見がある人。質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。
- 一 同 (異議なしの声)
- 円丁会長 異議なしと認めます。よって、日程第9、議案第5号、農地利用状況調査についてを原案通り可決、決定いたします。
- 日程第10、議案第6号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題と致します。内容について、事務局より説明します。
- 小林局長 日程第10、議案第6号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について。農業振興地域の整備に関する法律に基づく計画変更のため、同法施行規則第3条の2に基づき、猿払村長より当会へ意見を求

められた本件について、意見の有無についてご審議願います。平成30年9月28日提出、猿払村農業委員会会長円丁辰夫。内容につきましては農業振興地域整備計画に係る法律では5年を目途に農地の利用の状況を確認して変更があれば変更していくと形になってございます。村では変更をかけたのは平成15か16年だったと思います。それから大きな全体の見直しはしておらず個々に案件があれば、案件があるなりに変更してきた経過になってございます。28年度から今年度にかけて基礎調査を行い計画の見直しを行っているところであり、今後農業委員会、農業協同組合からの意見を聴取のうえで北海道と協議を経て新たな計画を樹立する予定となってございます。別紙の第6号の見出しをめくって頂きまして農振の今回の計画に対する変更の意見書と行政の方から依頼が来てございます。もう一枚めくって頂きましてカラー版の数字が入ったこれが今回の見直しする案件の資料になってございます。このページの一番後ろに今回の管内図があり、新と旧と言う形となってございます。新の管内図を見てご説明させていただきますけども農地利用計画の計画の面積につきましてはこの青線の枠が農業振興地域整備計画のエリアとなってございます。その中に黄色となっているものについては農地、オレンジ色になっているのは農業用施設用地と言う形になってございまして、5年間こう言う計画でこの土地を使っていくと言う計画になっている内容になってございます。それを数字化したものが上の方に積みあがつてあります数字で現況の数字で、トータル的な面積が農業振興地域計画であれば今までの数字と致しまして6,530.9ha があった部分が今回の見直しとして6,162.2ha となってございます。地域別、地域の中でも農用地区域と農振白地区域と部分に分かれてまして今回の差につきましては、農振白地区域部分がマイナスと言う内容になってございます。農地の分として当初の計画よりも1,000ha 分ぐらいマイナスになっている部分と全体的にはトータルで1,108.5ha が新と旧の部分の農振農用地区域の用途区分となってございます。個々の転用だとか用途が変わる分についてはこちらの方にはもう反映はされているんですが、今後こう言う農地として使うだろとか今後これから農地として使うことがないとかそういう部分については地目の見直しをした形の中で今回のこの数字の中に入れて今回の協議の案件として提出して頂きたいと思います。以上です。

円 丁 会 長

ただいまの件について質疑を賜ります。

小 林 局 長

簡単に言うと、本当は5年に一度見直ししなければならなかつたん

ですけど、なかなか5年一度見直しって大きな見直しって時間とお金がかなり掛かる部分があって、でもうちは案件があるごとに、申請を受けた段階で見直ししている部分があって、現状の状況となっています。今回の大きなこの1,000haぐらいのずれって事については今まで農地として将来使うであろう農業地区域エリアとして設定してたやつなんんですけど、中にはそこは現況見に行ったらもう原野だとか山林だとかになっていて、農振計画であれば黄色にかかっていて将来的農地として使いますと言う意味になっているので将来的にここは原野だったんだけど農地として使う計画からそういった部分を省いたら大体1,000haぐらいの誤差があったと言う内容となっております。あとは風力発電所の計画とかもあるのでその分については用途変更かけるとか、そういう情報で聞いた中ではマイナスにしていってる部分も何件かあります。以上です。

円丁会長 質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

一同 (異議なしの声)

円丁会長 異議なしと認めます。よって、日程第10、議案第6号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを原案通り可決、決定いたします。

日程第11、議案第7号、現況証明願いについてを議題と致します。内容について事務局より説明致します。

小林局長 日程第11、議案第7号、現況証明願いについて。内容について下記のとおり、現況証明願いの提出がありましたので、御審議願います。平成30年9月28日提出、猿払村農業委員会会长円丁辰夫。今回の証明願いにつきましては5筆ございまして、浜鬼志別4032番地、8,352m<sup>2</sup>、所有者○○○○氏、利用状況につきましては過去5年以前より宅地利用となってございます。この他5筆が今回の証明願いとなってございます。位置的な部分につきましては附属資料の議案第7号の方につけさせて頂いております。先ほどの議案にありました今回の非農地証明の部分について、最終的に登記をしなければならないと言う部分もございますのでそういった形の中で○○○○氏の所有してある物についての登記をする関係上、地目の整理をしなければならないと言う部分もございましたので今回こういった形の中で提出されてございます。以上です。

円 丁 会 長	ただいまの件について質疑を賜ります。質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。
水 野 委 員	一つよろしいですか？
円 丁 会 長	はい、どうぞ
水 野 委 員	スラリーの所もこれ、売るためにやるのか。
小 林 局 長	ここを売るわけではないよね？
林 係 長	地目が畠のものはさっき議案で出た非農地化ってなるんですけど、牧場の方は非農地化の手続きでは含めることができないです。なので、あくまで地目が畠のものは農地パトロールしてなるのです、この議案第7号の方は地目が全部牧場扱いになっているので。
水 野 委 員	はい、分かりました。
小 林 局 長	今回は非農地化に向けて地目を変える時のタイミングに合わせてこれらの余ってた案件も踏まえて、この場に置いといてもどうにもならない部分があるので、売っちゃうってではなく、地目の整理をさせてほしいということでございます。
円 丁 会 長	よろしいでしょうか。質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。
一 同	(異議なしの声)
円 丁 会 長	異議なしと認めます。よって、日程第11、議案第7号、現況証明願いについてを原案通り可決、決定いたします。
	日程第12、その他。その他として事務局から何かありますか。委員の皆様方から何かございますでしょうか。無ければ、これで第3回の農業委員会総会を終了いたします。本日は、ご苦労様でした。

議長 円 丁 辰 天

會議錄署名委員

宮尾 亨文



會議錄署名委員

水野 正綱



